○道路の区域決定 ○県道の路線廃止 ○県道の路線認定 ○林業種苗法に基づく生産事業者登録証の変更の届出

○道路の供用開始

○道路の占用の制限

○道路の区域変更(一○件)

(1)

○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定

一級河川砂押川水系河川整備計画の公表

河

Ш

課

○農業振興地域の変更(二件)

○宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の

宮

○県営土地改良事業の工事の完了 ○県営土地改良事業計画の縦覧

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

○一般廃棄物処理施設の設置の許可申請

告

示

目

次

行 発

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

 $\overline{\bigcirc}$ ○土砂災害警戒区域の指定 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 一級河川定川水系河川整備計画の公表

三件

〒

水道 同 同

課

六

五五

八 七

(防災砂防課)

同

(循環型社会推進課) 長寿社会政策課) 農業振興課 同 同 同 ージ \equiv 兀 四 \equiv ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 ○開発行為に関する工事の完了 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手 ○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様 ○都市計画事業の事業計画変更の認可 方の決定 式 の一部改正

局

(循環型社会推進課) (建築宅地課)

二七 二七

七

契

約

課

二七

告

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 選挙管理委員会 (平成二十八年分) (平成二十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十九年分

二八

九

○定期監査等の結果の公表 監查委員

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 公安委員会

三七

 \equiv \equiv

告 示

○宮城県告示第二百九十号

八 六 (道

路

課

Ŧī. 五. Ŧī.

同

(森林整備課)

同

Ŧī. 兀

農村振興課

○財政的援助団体等監査の結果の公表

同

四

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項の規定により

五. 公衆の縦覧に供する。 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、 同条第四項の規定により告示し、 関係書類を

六 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、 同条第六項の規定により意見書を提出するこ

七 七 とができる。 平成三十一年三月二十九日

2

宮城県知事 村 井 嘉

浩

なお、

申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

有限会社築館クリーンセンター

2 栗原市築館字上髙森四十九番地五

3 代表者の氏名 柏木

一般廃棄物処理施設の設置の場所

栗原市築館字上髙森四十九番地三、 四十九番地二十五

 \equiv 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設 (焼却施設)

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

四

可燃物

Ŧī. 申請年月日

報

平成三十一年三月十二日

縦覧場所等

1

六

縦覧場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所

2 縦覧期間 平成三十一年三月二十九日から平成三十一年五月七日まで(午前八時三十分から午

後五時十五分まで

意見書の提出期限等

七

平成三十一年五月二十一日

提出場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あっては、 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対

象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第二百九十一号

五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項及び産業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十

の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する |要綱」という。) 第三十条第一項の規定により告示し、法第十五条第四項及び要綱第三十条第二項 廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱

(平成十年宮城県告示第七百三十七号。

以下

3

の規定により意見書を提出することができる。

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、

法第十五条第六項及び要綱第三十二条第一項

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

有限会社築館クリーンセンター

所在地 栗原市築館字上高森四十九番地五

2

代表者の氏名 柏木 裕

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

栗原市築館字上髙森四十九番地三、四十九番地二十五

産業廃棄物処理施設の種類

条第三号)

汚泥の焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七

廃プラスチック類の焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第八号)

産業廃棄物の焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十三号の二

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残 動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

Ŧī. 申請年月日

平成三十一年三月十二日

縦覧場所等

縦覧場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所

2 縦覧期間 平成三十一年三月二十九日から平成三十一年五月七日まで(午前八時三十分から午

後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

提出期限 平成三十一年五月二十一日

2 提出場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

宮城県北部保健福祉事務所 (大崎保健所

意見書に記載すべき事項 あっては、 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対

公

報

象施設の名称 (日本語により記載すること。)

〇四七一五〇二六五八

五十七号の一大崎市古川穂波三丁目七番大崎市古川穂波三丁目七番

株式会社ファースト・ケ

年

○宮城県告示第二百九十二号

して、次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と 平成三十一年三月二十九日

訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉

浩

二月十五日 五日 五日年	ディープケア株式会社	二十一 五○六号 二十三号 ノースシティー 大崎市古川北町二丁目五番 イルパーステーション心	〇四七一五〇二六七四
二月一日 日 日 年	株式会社幸樹	一号 号 モウリハイツⅡ 一○ 実里ケアサポート	〇四七〇二〇二九九五
一月十五日 五日 年	株式会社サーパス	大崎市田尻字北大杉六番地訪問介護事業所クローバー	〇四七一五〇二六六六
指定年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

特定施設入居者生活介護

- F	7	五十七号 五十七号 五十七号	
一平月成	株式会社ファースト・ケ	護付有	〇四七一五〇二六五八
指定年	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

○宮城県告示第二百九十三号

者として、次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成三十一年三月二十九日

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 事業所の名称及び所在地

(3)

事業者の名称

指定年月日

 \equiv

特定福祉用具販売

	介護保険法(平成九年法律第百二十三	○宮城県告示第二百九十四号
	法	묶
3	=	第
l E	半	둗
ž 1	九	九
-	年	+
2	法	뗼
1	第	7
į	百	
2	_	
)	<u> </u>	
,		

者から次のとおり廃止する旨届出があった。 第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業

平成三十一年三月二十九日

訪問介護

宮城県知事

村

井

嘉

浩

二月十四日	こころ有限会社	番地六 本地六 本地六 本地六 本地六 本地六 本地六 本地六 本	〇四七一五〇一五六九
二 月 一 日 一 日 年 年	有限会社愛	番地十一番地十一番地十一	〇四七二二〇〇四五〇
一平 月成三 十一	株式会社みやぎ介護セン	株式会社みやぎ介護センタ 石巻市渡波町一丁目二番二 十七号	〇四七〇二〇〇〇二二
廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

福祉用具貸与

一月三十一日 日 日	有限会社鶴商会	十二-二号 大崎市古川城西一丁目六番 スマイルケア	○四七一五○二四九二
一月三十一日 日 日	祖祉協議会	九番地七 大崎市鹿島台平渡字上敷十 大崎市鹿島台平渡字上敷十 大崎市社会福祉協議会鹿島	〇四七一五〇一二五四
一 月 三 十 一 日	有限会社縁	の五 名取市大手町一丁目六番地 の五	〇四七〇七〇〇五〇一
廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

〇四七〇七〇〇五〇一	〇四七一五〇一二五四	介護保険事業所番号
の五名取市大手町一丁目六番地介護ショップえにし	九番地七大崎市鹿島台平渡字上敷十大崎市鹿島台平渡字上敷十台福祉用具貸与事業所	事業所の名称及び所在地
有限会社縁	社会福祉法人大崎市社会	事業者の名称
一月三十 一日 日年	一月三十一 日 日 年	廃止年月日

○宮城県告示第二百九十五号

ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サー

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防福祉用具貸与

○四七一五○二四九二	○四七一五○一二五四	〇四七〇七〇〇五〇一	介護保険事業所番号
十二-二号 大崎市古川城西一丁目六番スマイルケア	九番地七大崎市鹿島台平渡字上敷十台福祉用具貸与事業所台福祉用具貸与事業所	の五 名取市大手町一丁目六番地介護ショップえにし	事業所の名称及び所在地
有限会社鶴商会	祖社協議会福祉法人大崎市社会	有限会社縁	事業者の名称
一月三十 一日 日	一平成三十 月三十 一日年	一月三十 一日 日	廃止年月日

特定介護予防福祉用具販売

宮

一月三十一日 日 日	有限会社縁	の五 名取市大手町一丁目六番地 の五	〇旦七〇七〇〇五〇
一月三十一 日 日	福祉協議会社会福祉法人大崎市社会	九番地七九番地七人崎市鹿島台平渡字上敷十大崎市鹿島台平渡字上敷十	〇四七一五〇一二五四
廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

変更し、平成三十一年四月一日から施行する。 和四十六年宮城県告示第二百五十一号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、 (農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように

置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成三十一年三月二十九日

変更後の地域

別冊一のとおり

○宮城県告示第二百九十七号

和四十七年宮城県告示第二百六十五号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、 昭

変更し、平成三十一年四月一日から施行する。

置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

変更後の地域

○宮城県告示第二百九十八号

別冊二のとおり

学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年三月十四日次のとおり委託し 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大

平成三十一年三月二十九日

委託の相手方

株式会社古川青果地方卸売市場

大崎市古川狐塚字西田三十番地

村 井 嘉

宮城県知事

浩

○宮城県告示第二百九十九号

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十六号

項の規定により次のとおり縦覧に供する。 土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 県営日向地区

事に審査請求をすることができる。 する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知 なお、当該土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村 井 嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

仙台市役所及び仙台市青葉区役所

縦覧場所

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年四月二十六日まで

○宮城県告示第三百号

五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。 県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十

平成三十一年三月二十九日

宮

宮城県知事 村 井 嘉 浩

下志田地整備事業(経営体育成型))	円田2期 農山漁村地域整備交付金 (農	地区名事業の名
事業(農	[備事業] 平成三十年十二月二十一日	工事完了年月日

○宮城県告示第三百一号

登録をした。 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の

平成三十一年三月二十九日

(5)

宮城県知事 村 井 嘉

浩

号百城 十第四二	号百宮 九十宗 三二	登録番号
気仙沼市早稲谷百三十 菅原弘道	気仙沼市早稲谷百三 菅原浩子	又は名称及び住所生産事業者の氏名
選取種 及 び 精採	選取種 及破 び採	種 穂 生産事業
育の幼成幼 成苗苗 苗 木以 の の外 育	育の幼成幼 成苗苗 苗 木以 の の外 育	苗木
十 – 一 気仙沼市早稲谷百九 十 – 一	十 - 一 気仙沼市早稲谷百九 菅原苗木店	所 在 地事業所の名称及び
三月十九日 平成三十一年	三月十九日平成三十一年	登録年月日

○宮城県告示第三百二号

の登録証の記載事項に係る変更の届出があった。 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

号百宮 八十第 六二	そらながっています。	录
目一番十六号 目一番十六号 京町六丁	又は名称及び住所	一産事業者の氏
・幼苗以外の苗木の育成 ・幼苗の育成 ・幼苗の育成	変更前	登載
・幼苗以外の苗木の育成 ・幼苗の外の苗木の育成 ・幼苗の育成	変更後	事項

○宮城県告示第三百三号

その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。 平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般

の縦覧に供する。 平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

五五	=	路線番号
古川登米線	石巻鮎川線	路線名
登米市市	石巻市鮎川浜	終起点点
		重要な経過地
		備考

一 八 五	一 八 四	八二	八一八一	八〇	一七九	一七八	一七六	一六五	一六二	 0	一〇九	1011	六五	五二	111111	=======================================	110	二六	一六
有壁若柳線	石越白崖線	栗駒金成線	大鳥沢辺線	文字下細倉線	文字上尾松線	花山一迫線	若柳築館線	古川岩出山線	清水下狼塚線	大河原高倉線	線 白川犬卒都婆向山	金山新地停車場線	気仙沼本吉線	亘理村田蔵王線	石巻河北線	古川松山線	河北桃生線	気仙沼唐桑線	石巻鹿島台色麻線
栗原市岩柳	登米市石越町	栗原市栗駒栗原市栗駒	栗原市栗駒	栗原市鶯沢栗原市栗駒	栗原市栗駒稲屋敷栗原市栗駒文字	栗原市一迫	栗原市装飾	大崎市岩出山	加美郡加美町	柴田郡大河原町角田市	刈田郡蔵王町 白石市	伊具郡丸森町	気仙沼市本吉町 気仙沼市上田中	刈田郡蔵王町亘理郡亘理町	石巻市小船越	大崎市 松山	石巻市総全町	気仙沼市唐桑町 気仙沼市松崎馬場	加美郡色麻町
	花泉町 岩手県一関市											新地停車場 終点							

○宮城県告示第三百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第二項の規定に基づき、県道の路線を廃止する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般

平成三十一年三月二十九日

の縦覧に供する。

=======================================	110	二六	六	五五	11	路線番号
古川松山線	河北桃生線	気仙沼唐桑線	石巻鹿島台大衡線	古川登米線	石巻鮎川線	路線名
大崎市松山	石巻市桃生町	気仙沼市唐桑町	黒川郡大衡村 石巻市	登米市登米町	石巻市鮎川浜	終起点点
			郡大郷町大崎市鹿島台、黒川	米山町大崎市田尻、登米市		重要な経過地
						備
						考

宮城県知事	
村	
井	
嘉	
浩	

二六八	二四二	四一	三三八	11011	九二	一 九 一	九〇
原駅線	大迫松山線	竹谷大和線	釜谷大須雄勝線	東和登米線	石巻雄勝線	鹿又広渕線	花泉迫線
栗原市志波姫栗原市若柳	大崎市松山大崎市鹿島台	黒川郡大和町宮城郡松島町	石巻市維勝町	登米市登米町	石巻市Д幡町	石巻市須江	登米市迫町
							花泉町 岩手県一関市 起点

一八二	八一	八〇	一七九	一七八	一七六	一六九	一六五	一六三	1 4 1 1	四八	1110	1111		<u> </u>	九九	1011	六 五	五二	
栗駒金成線	大鳥沢辺線	文字下細倉線	文字上尾松線	花山一迫線	若柳築館線	川渡停車場線	古川岩出山線	線西古川停車場清水	塚線 西古川停車場下狼	本町大衡線	坂元停車場線	船岡停車場線	線北白川停車場向山	大河原高倉線	婆線白川停車場犬卒都	金山新地停車場線	気仙沼本吉線	亘理村田線	石巻河北線
栗原市金成栗原市栗駒	栗原市金成沢辺栗原市栗駒大鳥	栗原市鶯沢細倉栗原市栗駒文字下	栗原市栗駒尾松栗原市栗駒文字上	栗原市一迫栗原市花山	栗原市築館栗原市若柳	定 定	大崎市岩出山	大崎市古川清水西古川停車場	加美郡加美町下狼塚西古川停車場	黒川郡大衡村加美郡色麻町本町	亘理郡山元町坂元 坂元停車場	柴田郡柴田町船岡船岡停車場	刈田郡蔵王町宮北白川停車場	角田市高倉柴田郡大河原町	白石市白川犬卒都婆北白川停車場	伊具郡丸森町金山	気仙沼市本吉町	柴田郡村田町亘理郡亘理町	石港市市
																		柴田郡柴田町	
																福島県相馬市 終点			

地先まで登米市登米字寺池一大崎市古川十日町二八番

日地

町二五番

Ŧi.

.

四(

七

 \equiv

六三二・九

の用同

のとみなす。
用開始があったも
回線重複により供

四番

一地先

Ŧî.

一一六・〇

Ŧi.

道路の区域

区

間

敷

地

0)

員

ル幅

__敷

メ地

r ル) 長

備

考

0)

1

卜

路 道路の種

線

名

古川登米線

類

県道

○宮城県告示第三百五号

決定したので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第 項 の規定に基づき、 次のように道路の区域を

般 。区間について並びに宮城県の各土木事務所及び各地域事務所においてその所管する区間について一 の縦覧に供する その関係図面は、平成三十一 年三月二十九日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) において全部

平成三十一年三月二十九日

路 道路 線 0) 種 類 県道

> 宮城県知事 村 井 嘉

> > 浩

道路の区域 名 石巻鮎川 線 間 敷 。 メ 地 10 ル幅 員 (敷 メ地 1 0) ル延 長 備 考

同市鮎川浜字南三石巻市山下町一工 区 三五番 一〇 地番 党先まで一世先から 四 六 八 兀 七

の用同 R 開始があ があ 。 ったも も

道路 0 種 類

県道

 $\vec{-}$ 路 線 名 古川松山線

三 道路の区域

大崎市古川駅前大通二丁目元から X

一丁目 間 0 番地 敷 (メ メ 地 上。 1 0) Ь ル帽員 敷 ゚メ 地 1 0) \vdash ト ル 長 の用同と開線 備 みなす。 知があったも

考

三 道路の区域

 $\vec{-}$

路

線

名

石巻河北線

道路の種類

類

県道

同市小船越字川石巻市中央三丁 X 前自 亡 番. 番一地先まで
一番七地先から 間 敷 メ地 Ŧī. 八五一~ 0) ŀ ル幅 員 八 九、 敷 地 八〇四 1 0) ŀ r ル) 長 九 の用同と開線 備 みなす。 畑があったも 考

番地

世地先ま

七分

Ŧī.

九

九

=:0

ったものとみなす。より供用開始があり供用開始があり、原道不巻鹿島台大原。

道路の区域

X

間

敷

0)

員

敷

0)

メ地

, 延

ン 長

備

考

1

(メ^{*}地

「幅ル

路 道

名

石卷鹿島台色麻線

路 線

0

種

類

県道

道路 の種 類 県道

路 線 名 気仙沼唐桑線

道路の区域

同市唐桑町崎浜二四番三地先まで気仙沼市松崎馬場五二番一地先から X 間 敷 メ地 Ŧî. 七〇四~ 1 0) 1 ル幅 0 負 敷 メ地 四 , ト 1 七五・三 r ル) 長 の用同と開線 備 みなす。 短があったも 考

道路 の種 類 道

路 線 名 河北桃生線

三 $\vec{-}$

道路の区域

まで
「石巻市釜谷字韮島一〇八番」 X 五番一地先出二地先から 間 (敷 Ŧi. 地 1 六五 六 〈 0) 1 ル幅 四 員 敷 四 $\widehat{\mathsf{x}}$ 地 1 0) ル延 卜 Ŧi. 長 の用同 と開線み始重 備 みなす。 炉があったも 考

(9)	平成3	l年3月	129日	金曜日	宮坂	龙	県 公	幸	尼			第	等3046号
		三	<u> </u>		_ = = -			1	= =				三 二 一
	区間	路の区域	路線名 金山新地停車場線道路の種類 県道	平吉町津谷舘岡一○番地口市上田中二丁目一番八	名 気仙沼本吉線 類	Ì	地先まで 刈田郡蔵王町塩沢字戸ノ内脇八一地先から 亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原二五	区間	道路の区域 国理村田蔵王線	道路の種類 県道	同郡同町坂元字二又九番二地先まから 亘理郡山元町坂元字上山一番三一	区間	道路の区域 路線名 角田山元線 道路の種類 県道
			緑	世 光まで 光まで 			二五番 六				光まで 出先		
	敷地の幅員			四 · 〕	敗地の		五 四〇 七〉 · 三	(メートル) 敷地の幅員			六 六四 一 ⁻ ·	敷地の幅員	
	(メートル)			六 メ			二〇、三三二・八	(メートル)敷地の延長		-		(メートル)敷地の延長	
	備考			の民族の大学を表現である。			ったものとみなす。 は、現間のとみなす。 は、現間の重複に は、正理大河原川 は、三理大河原川 は、三理大田線、	備考			のとみなす。 用開始があったも との重複により供	備考	
	で加美郡加美町平柳字鹿島四九番地先ま	地先から大崎市古川清水字成田御蔵場一九番一大崎市古川清水字成田御蔵場一九番一	区間	三 道路の区域 - 道路の種類 県道	で田郡大河原町字南原町三番二地先ま柴田郡大河原町字南原町三番二地先ま	区間	三 道路の区域	一 道路の種類 県道	刈田郡蔵王町宮字二坂三五番地先までから 白石市白川犬卒都婆字羽山一○番地先	Z H	路の区域	二 路 線 名 白川犬卒都婆向山線 一 道路の種類 県道	先まで 同郡同町大内字明光沢一〇三番一二地 伊具郡丸森町大内字七夕西二五番一地
		五. · 五. 〈	(メートル)敷地の幅員		三 五三 五 〈 · 八	(メートル)敷地の幅具	D E		六 二 八 八 五	トル	地		六 四五 五 · 八
	7 1 1		(メートル)敷 地の延長			(メートル) 製地の延長) Ā		三、六七二・四	メリトル	の 延		五、〇九七・四
	ものとみなす。供用開始があった	西古川停車場清水下狼塚線及び県道西古川停車場	備考		す。。 ったり供用別ながしています。 のは、一三号及び県道上の開始が変ながます。 のは、一般国道上の根国道上の根国道上のは、 のは、 のは、	備考			たものとみなす。とみなず。	県道北白川停車場			のとみなす。 のとみなす。 たも

第3046号 平成31	年3月29日	金曜日	宮	城	県	公	報					(10)
=	= =	. [三	= -				≡ = -		. [三 二 一
区区域	道	同市築館源光一九番四地先までらい。 栗原市若柳字川南南大通九番四地先から 区	道路の区域	路線名 若柳築館線	ででは、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	- ※	区間	道路の区域 路線名 吹上鬼首線	先まで出口「里自当業分別三(者一出	下丹目字所安尺三〇番二荒谷字本町東八七番三地	区間	道路の区域路線名 古川岩出山線路線名 古川岩出山線
(メートル)(メートル敷地の幅員 敷地の延	_	四·四·二 (メートル) (メートル 敷 地 の 幅 員 敷 地 の 延					(メートル)(メートル敷地の幅員敷地の延		3	五五二、九四	(メートル) (メートル敷地の幅員 敷地の延	
/ ₎ 長 備 考		· 四			ものとみな _す	四 号との重複により 明道最上鬼首線及	() 長 備 考		のとみなす。	・〇 用開始があったも	備考	
三 道路の区域 - 道路の区域	() () () () () () () () () () () () () (三 道路の区域 間 間	道路の種類	同市鶯沢南郷四ツ岩六九番七地先までら	区間	道路の区域	二 路 線 名 文字下細倉線 一 道路の種類 県道	で市栗駒稲屋敷九ノ戸二三番六地先まから。栗原市栗駒文字荒砥沢四五番三六地先	区間	三 道路の区域	路の種類	で市一迫真坂字新道満一一一番地先まの原市一迫真坂字新道満一一一番地先ま
	五、五、四、六、九三三、	敷地の幅員 敷地の延長 備 考		五・〇~ 五、八五九・二 用開始があったも 同線重複により供	(メートル) (メートル) 備 考 敷地の幅員 敷地の延長			四・三~七一六、七八	(メートル)(メートル) 備 考敷地の幅員 敷地の延長			一二五・四 一一、○三五・二 用開始があったも のとみなす。

(11)	平月	成31年	手3月29	9日_	金町	曜日		宮	城	Ì	県	公		報						第3046	号	
Ξ	=					三	<u> </u>	_				=	_				Ξ,	=	_			
道路の区域	線名	道路の種類 県道	での一般では、これでは、これでは、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	京厅 经从目来 二家们二条人 划员	区間	道路の区域	路線名 大門有壁線道路の種類 県道		同市若柳字川南南大通一番一地先まで栗原市金成有壁新町三番一地先から	区間	道路の区域	路 線 名 有壁若柳線	道路の種類 県道	地先まで地先まで新千貫巻二三二者三	司庁「或丁東郡字折斤貴巻二三二番三らと」が「本本の一大郎」という。	区間	道路の区域	線	道路の種類 県道	同市金成藤渡戸東沢二番一地先までら、栗原市栗駒岩ケ崎神南三三番一地先か	区間	
			六 二〇 二~ 五	1	(メートル)敷地の幅員				四 二二 七 ・ -	(メートル)敷地の幅員				=	 	(メートル)敷地の幅員				七	(メートル)敷地の幅員	
			三、七三二・四	1	(メートル)敷 地の延長				一一、八六八・七	(メートル) 敷地の延長					二、九三五・六	(メートル)敷地の延長				一〇、三四一・三	(メートル)敷地の延長	
			のとみなす。用開始があったもとの主権を任まり供	有壁停車場	備考			7	のとみなす。 同線重複により供	備考				1 /2 7.1) 世線との重複によ 県道石越停車場白	備考				のとみなす。用開始があったも同線重複により供	備考	
								—														
一道路の種類 県道	まで	同市登米町大字日根牛字小池前一番二登米市東和町米谷関口二番地先から	区間	三 道路の区域	二 路 線 名 東和登米線	一 道路の種類 県道	石巻市八幡町一丁目一七番一地先から	区	ig 	道路 路線	一 道路の種類 県道		同市須江字瓦山前一五七番三地先まで石巻市鹿又字町浦六九番地先から		区間	三道路の区域	線名	一 道路の種類 県道	同市追町佐沼字的場三七番地先まで	司行2月1日日本学新小倉前五○番地登米市中田町石森字新小倉前五○番地	区間	
	•		(メートル) 敷地の幅員				三 七五四 5	ダートル)	地 の 幅				四·五 二七·八		(メートル)敷地の幅員					四 二八 三 七	(メートル)敷地の幅員	
		一〇、九〇九・八	(メートル)敷地の延長				二三、一六一・〇	× ±	の 延				六、七三二・〇		(メートル)敷地の延長					六、八二九・九	(メートル)敷 地の延長	
	なす。	用開始があったも同線重複により供	備考				のとみなす。同線重複により供	老				する。 オ も の と ま	あったものとみならればいいのでは、はいは、日本のは、日本のは、日本の重複の重複が、日本の重複の重複の重複の重複の重複の重複のでは、日本のでは、日	帰線及び県道鹿又県道鹿又停車場広	備考				開始があったもの	の重複により供用び県道中田栗駒線及県道石森永井線、	備考	

路

線

名

大島浪板

道路の区域

同市外浜三〇番地先まで気仙沼市浦の浜九四番一地先から X 間 敷 。 メ 地 四〇七~ 0) ル幅 Ŧi. 員 敷 八 メ地 1 ○四八・六 0) r ル 長 なす。 なす。 なす。 なす。 備

路 道路 線 0 種 名 類 県道

道路の区域 釜谷大須雄勝線

で同石 市巻 雄市 **一番がある 一番 一番 一番 子 子 主 中番 子 子 主 主** X 勝三丁目六八番地先ま島五番一地先から 間 敷 **ジ**地 10 八〇 二 ⁽ · ル幅 Ŧi. 員 敷 メ地 1 〇九六・九 0) ル延 長 のとみなす。 用開始があったも 備 考

報

道路の区域 路 線 名 竹谷大和線

区

間

道

路の種

類

県

道

番地先まで 番地先まで 番地先まで 四 敷 地 二四 六〈 三 0) ル幅 員 敷 メ地 九 1 0) 卜 r ル) 長 備 考

のとみなす。 のとみなす。 のとみなす。

変

更

0

X

間

前変更

後の

敷

0)

員

敷 (メールルの

0)

トル)長

備

考

メ地

ト帰

前 A

- 六 四 ナ

<u> 天五</u> 三

二

九

四

<u>.</u>

道路の種 類 県道

道路の区域 路 線 名 大迫松山 線

区

で市松山千石字五良八八二番一がら 一五番三 間 地先ま 地 敷 三 : ::六 地 0) ルー幅 四分 Ŧī. 員 敷 地 八五〇・ 1 0) ル延 長 Ŧî. の用同 のとみなす。
用開始があったも
回線重複により供 備 考

> 道路 の 種 類 県道

路 線 名 伊 沼くりこま高原駅線

道路の区域

X

間

敷

ジ地

1 0)

1

ル幅

負

敷 。 メ 地

トのト

r ル) 長

備

考

考

と開のみ始重

○宮城県告示第三百六号

同市志波姫南八樟四五一番栗原市若柳字上畑岡敷味一

八番

四

Ξ. 七・九

六

五六五・

八

一地先まで

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のように道路の区域を

部土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成三十一年三月1 二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

道路 種 類 般国

道

 $\vec{-}$ 路 線 名 〇八号

 \equiv

道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉

浩

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 項の規定に基づき、 次のように道路の区域を

○宮城県告示第三百七号

で

同市鳴子温泉鬼首字田野三番四地先ま

後

Α

В

四

七〇~

 \bigcirc

九九八・五

から

大崎市鳴子温泉鬼首字湯沢七番一地先

○宮城県告示第三百九号

部土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 一般国道

二
路
線
名
三四六号

まで 後B	同市鹿島台木間塚字出町二八番四地先 B	大崎市鹿島台広長内ノ浦七九二番二地 AA	変更の区間 前後
五: 五: 一四:	二 五· 一四 · ⁽	六・三〜 九・九	(メートル)敷地の幅員
四、〇四六・七	四、〇四六・七	四、四七〇・一	(メートル)敷地の延長
か。	敷地の区分を面に表示する	Bは、関係図 上記A及び	備考

○宮城県告示第三百八号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

部土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 一般国道

路線名 三四七号

道路の区域

加美郡加美町漆沢筒砂子一番二地先まで	漆沢岳山国有林二二一林班と小班地内から	変更の区間
後	前	前変 更 後の
九・〇~	九・〇~	(メートル)敷地の幅員
一〇、三八三・九	一〇、三八三・九	(メートル)敷地の延長

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気

平成三十一年三月二十九日

仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一般国道

路線名 道路の種類 三九八号

 \equiv 道路の区域

	まで	同郡同町志津川字御前下五九番一地先地先から	本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番		変更の区間
C É	É A	С	前 B	Α	前変 更 後の
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	九 四・ 一五 ・ 〇	 五・ ○五・ 「四		九四〇	(メートル)敷地の幅員
一、五〇三・四	五五二・一	一、五〇三・四	一、一二〇・五	一、四一一・六	(メートル)敷地の延長
		分をいう。	する敷地の区 係図面に表示	及びCは、関上記A、B	備考

○宮城県告示第三百十号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成三十一年三月二十九日

道路の種類

路 線名 中田栗駒線

 \equiv 道路の区域

変	
更	
0)	
区	
間	
前変更の	
後の一、敷	
メ地	
ル幅	
(メル)	
ト延	
^① 長	
備	
考	
	١

3 T	で、一番のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	经长有与或订有那字卜谷也有二七三番
B 1	後 A	前 A
 二八・三 八・九	八 一· ○ · 五	八 一· ○ · 五
三 三 三 元	一三、八	一一三・八
とみなす。 があったもの はり供用開始	停て区う 車、間。 場県B 白道に	敷地の区分を 国に表示する 上記A 及び

○宮城県告示第三百十一号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

道 路 名 塩釜亘理線

道路の区域

同市寺島字寺島一三九番二地先まで	岩沼市早股字五福田一三四番三地先から	変更の区間
後	前	前変 更 後の
一 五 · 三 五 ·	一六・六~三四・〇	(メートル)敷地の幅員
一、二四九・〇	一、二四九・〇	(メートル)敷地の延長

○宮城県告示第三百十二号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

部土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

道路の種類 県道

> 宮城県知事 村 井 嘉 浩

の始に崖石つ 同市鳴子温泉鬼首字本宮原一一番六地 大崎市鳴子温泉鬼首字浦三杉三九番一 変

三 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$

道路の区域

更

0) X 間

前変 変更の

(メートル)敷地の幅員

(メートル)敷地の延長

備

考

前

Α

一四・〇~

○七五・三

В

九〇・五

面に表示する 敷地の区分を

Bは、関係図

上記A及び

いう。

路

線

名

最上鬼首線

○宮城県告示第三百十三号

後

Α

В

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類

宮城県知事

村

井

嘉

浩

路 線 名 中新田三本木線

三 道路の区域

まで	同郡同町下新田字北村三〇二番一地先から	加美郡加美町四日市場字岡前七〇番一	変更の区間
後 B	B	ή Α	前変 更 後の
一六・〇~	一六・〇~		(メートル)敷地の幅員
一、〇六五・〇	一、〇六五・〇	九二三・〇	(メートル)敷地の延長
いう。	敷地の区分を面に表示する	Bは、関係図上記A及び	備考

○宮城県告示第三百十四号

変更したので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を (15)

○宮城県告示第三百十六号

仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類 県道

路

線

名

志津川登米線

道路の区域

三

同郡同町志津川字田尻畑五番一地先ま ○地先から 本吉郡南三陸町志津川字塩入五六番 変 更 0) X 間 前変 更の 後 A 前 В Α (メートル)敷地の幅員 四・四・六四・一四・六一 四・四・六・一 二六・三五・一 (メートル)敷地の延長 1,110.0 九二〇・〇 いう。 面に表示する 敷地の区分を Bは、関係図 上記A及び 備 考

報

○宮城県告示第三百十五号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

部土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

線 名 沼倉鳴子線

道路の区域

同市鳴子温泉鬼首字原五三番一地先まで	大崎市鳴子温泉鬼首字岡台六七番三地先か	変更の区間
後	前	前変 更 後の
	六·四 四 四 〇	(メートル)敷地の幅員
	五、六八九・五	(メートル)敷地の延長

開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のように道路の供用を

その関係図面は、 平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成三十一年三月二十九日

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一般国道 種道 路 類の 三四七号 路 線 名 加美郡加美町字漆沢筒砂子一番二地先まで漆沢岳山国有林二二一林班と小班地内から 供 用 開 始 0) 区 間 平成三十一 供用開始年月日 一十年 九日

○宮城県告示第三百十七号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のように道路の供用を

台土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	種道 路 類の
塩釜亘理	路線
線	名
同市寺島字寺島一三九番二地先まで岩沼市早股字五福田一三四番三地先から	供用開始の区間
平成三十一年 四月一日	供用開始年月日

○宮城県告示第三百十八号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

開 始 0) X 間

種道 路 類の

路 線

名

供

供用開始年月日

用

○宮城県告示第三百十九号 県 道 線津川登米 同郡同町志津川字田尻畑一四〇番六地先まで本吉郡南三陸町志津川字竹川原一番六地先から 平成三十一

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用・

仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

県道	種道路 類の
泊崎半島線	路線名
同郡同町歌津字長柴三番二一地先まで本吉郡南三陸町歌津字大沼一九四番一二地先から	供用開始の区間
平成三十一年	供用開始年月日

報

○宮城県告示第三百二十号

区域を次のとおり指定する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限す

縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間宮城県庁(土木部道路課)において一般

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区域
一般国道 一〇八号	大崎市鳴子温泉新屋敷
一般国道 一一三号	伊具郡丸森町白石市福岡蔵本字六本松一番
一般国道 二八四号	気仙沼市名木沢 気仙沼市古町四丁目
一般国道 二八六号	柴田郡川崎町今宿柴田郡川崎町支倉中原裏山
	名取市高舘熊野堂余方川端名取市高舘熊野堂余方下東

						生.	Ð	おって一投の	[用を制限する) = = = !	月十 二一 十年 九 日	6	浩		及び宮城県気	「道路の供用を		月十一十二年 九日
県道 仙台名取線	県道 亘理インター線	県道 石巻工業港矢本線	県道 石巻女川線	県道 真山高清水線	県道 気仙沼陸前高田線	県道 気仙沼唐桑線	県道 白石丸森線	県道 仙台塩釜線	県道 仙台空港線	県道 塩釜港線	県道 気仙沼港線		県道 古川佐沼線	一般国道 四五六号		一般国道 三九八号	一般国道 三四六号	一般国道 三四二号
名取市植松入生	旦理郡旦理町逢隈牛袋旦理郡旦理町逢隈中泉	東松島市矢本一本杉	石巻市湊須賀松	栗原市高清水善光寺	気仙沼市西八幡町 気仙沼市新浜町一丁目	気仙沼市新浜町一丁目 気仙沼市松崎馬場	白石市大手町	多賀城市町前二丁目	名取市植松新橋	塩竈市港町二丁目塩竈市貞山通二丁目	気仙沼市南町二丁目 気仙沼市魚町二丁目	登米市迫町佐沼小金丁栗原市高清水善光寺	大崎市古川七日町大崎市古川城西一丁目	登米市東和町米川	石巻市穀町	栗原市築館伊豆一丁目登米市迫町佐沼末広	気仙沼市本吉町津谷長根遠田郡涌谷町薔薇島	登米市中田町上沼堀米

 \equiv 制限の対象とする占用物件

宮

設によるものを除く。 新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移

ることができないと認められる場合は、 ただし、 電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、 この限りでない。 当該道路の敷地外に直ちに用地を確保す

占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する

四 占用の制限の開始の期日 平成三十一年四月十五日

〇宮城県告示第三百二十一号

次のとおり定める。 の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規 定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

指定する道路

線	笪	県 道 泉塩釜	県 道 石巻鹿	県 道 塩釜吉	種類 路線
大崎市三本木新町一黒川郡大衡村駒場字	二本木 同郡大衡村駒場字中 黒川郡大和町落合松	線 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	 同郡同村駒場字中堀 島台 黒川郡大衡村駒場字		· 名
丁目二三番二地先まで・上推路二九番七地先から	-堀二四四番地先まで [坂字滝ノ沢三番三地先から	3地先まで	二四二番地先まで・中堀二四四番地先から	∙新大谷地三○番三地先まで□五番六地先から	間
		平成三十一年四月一日			指定する期日

通行方法

よらなければならない。 一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法に

1 走行位置の指定

(17)

むを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意す トンネル等の上空障害箇所では、 車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためや 車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがある

ので、

後方警戒措置

見やすい箇所に掲げること の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の 上、横○・二三メートル以上又は縦○・二三メートル以上、横○・一二メートル以上の地が黒色 後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦○・一二メートル以

道路情報の収集

上空障害箇所のないことを確認の上走行すること 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、

○宮城県告示第三百二十二号

木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する 系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)、宮城県仙台土 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川砂押川水

平成三十一年三月二十九日

○宮城県告示第三百二十三号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事務所及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。 河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)、宮城県北部土木 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川定川水系

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県告示第三百二十四号

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 定を解除する 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

						_
(10)		区域の名称	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害	区域の所在地	縦覧場	所
		川 平 の 1	の急 崩傾 壊斜 地	おり) 仙台市青葉区川平一丁目(次の図のと	宮城県仙台土木事宮城県土木部防災	務所とび
		(「次の図」は	は、省略し、	その図面及び関係書類は、当該区域の質	の縦覧場所の欄に掲げ	に掲げる場所におい
	7	て縦覧に供する。)	°)			
	<u>Q</u>	○宮城県告示第三百二十五号	三百二十五	号		
		土砂災害警戒	区域等にお	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	律(平成十二年法律第五十七号)	律第五十七号) │
	第-	第七条第一項及び第九条第一	び第九条第	項の規定により、次	の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区	災害特別警戒区
	域	域に指定する。				
TIA		平成三十一	平成三十一年三月二十九日	九日		
				宮城県知事	村井	嘉浩
, , ,		区域の名称	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害	区域の所在地	項に必要な衝撃 する事撃に 縦	覧場 所
1774		小西沢	土石流	石巻市高木字新内田 (次の図のとおり)	おり	成果更称出た 実砂防課及び宮 宮城県土木部防
		清水沢	土石流	石巻市高木字清水(次の図のとおり)	務場所場	-
-		大梨沢	土石流	石巻市高木字大沢(次の図のとおり)		
		日向畑沢	土石流	石巻市水沼字日向畑(次の図のとおり)		
νн		日向畑北沢	土石流	石巻市水沼字日向畑 (次の図のとおり)		
0 / 1 -		平畑沢3	土石流	石巻市水沼字与市(次の図のとおり)		
701		東沢	土石流	石巻市水沼字台畑(次の図のとおり)		
1 /		台畑沢	土石流	石巻市水沼字亀山畑 (次の図のとおり)		
JO 10 · J		零羊崎沢	土石流	石巻市真野字内原(次の図のとおり)		

竹の迫沢	新寺沢	横川西の沢	2谷地大沢 -	1 谷地大沢 -	滝川	追舘北の沢	追舘沢 2	追舘沢	追舘南の沢	迦蘭沢	梨沢	芦早西沢	芦早沢	入釜谷沢	下の入沢	日向沢	日向北沢	内原沢	内の原下沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとお	石巻市三輪田字新寺前(次の図のとお	石巻市福地字町頭(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市福地字通ケ崎(次の図のとおり)	石巻市福地字丁子浜(次の図のとおり)	石巻市針岡字追舘(次の図のとおり)	石巻市針岡字追舘(次の図のとおり)	石巻市針岡字追舘(次の図のとおり)	石巻市針岡字迦蘭(次の図のとおり)	石巻市針岡字梨沢(次の図のとおり)	石巻市針岡字相沢(次の図のとおり)	石巻市針岡字芦早(次の図のとおり)	石巻市釜谷字七ケ入山(次の図のとお	石巻市釜谷字天神山(次の図のとおり)	石巻市真野字日向山(次の図のとおり)	石巻市真野字日向(次の図のとおり)	石巻市真野字内原(次の図のとおり)	石巻市真野字内原(次の図のとおり)

川 の 上 の 2	川 の 上 の 1	若宮の3	日向	丸森	小島 の 2	小島 の 1	日影	日向	小山前	内原の2	内 原 の 1	亀山畑	小田多の2	小田多の1	鹿松山	鹿松	山崎	際 の 2	際 の 1
の急 崩傾 壊斜 地	の崩壊地	の制 壊 地	の制 壊 地	の 崩壊地	の急 崩線地	の崩壊地	の 崩傾 壊射 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊 地	の制 壊 地	の 崩傾 壊射 地	の急 崩線地	の制 壊 地	の 崩壊地	の崩壊 地	の 崩壊地
石巻市小船越字山畑 (次の図のとおり)	石巻市小船越字山畑 (次の図のとおり)	石巻市高木字若宮(次の図のとおり)	石巻市真野字日向(次の図のとおり)	石巻市真野字丸森山(次の図のとおり)	石巻市真野字小島(次の図のとおり)	石巻市真野字小島(次の図のとおり)	石巻市真野字日影(次の図のとおり)	石巻市真野字日向(次の図のとおり)	石巻市真野字小山(次の図のとおり)	石巻市真野字内原(次の図のとおり)	石巻市真野字内原(次の図のとおり)	石巻市水沼字亀山畑(次の図のとおり)	石巻市水沼字日向畑 (次の図のとおり)	石巻市水沼字日向畑 (次の図のとおり)	石巻市渡波字鹿松山(次の図のとおり)	石巻市渡波字鹿松(次の図のとおり)	石巻市渡波字山崎(次の図のとおり)	石巻市渡波字際(次の図のとおり)	石巻市渡波字際(次の図のとおり)

沢向	小枝の2	水 出 の 1	新寺前の2	新寺前の1	持領の2	国 土 沼 の 1	追 舘 の 1	- 竹ノ迫の2	- 竹ノ 1ノ迫 の 2	大平	谷津	竹ノ追の1	堀ノ内	持領	谷 地 - 2	谷 地 – 1	東福田-3	東福田 – 2	東福田 – 1
の 崩傾 壊斜	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊 地	の崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊対地	の 崩傾 線地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の危候祭地
石巻市東福田字沢向 (次の図のとおり)	石巻市東福田字小枝 (次の図のとおり)	石巻市大森字水出(次の図のとおり)	り) 石巻市三輪田字新寺前(次の図のとお	り)石巻市三輪田字新寺前(次の図のとお	とおり)石巻市三輪田字持領前内田(次の図の	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市針岡字追舘(次の図のとおり)	り) 石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとお	り) 石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとお	石巻市大森字大平(次の図のとおり)	石巻市三輪田字谷津 (次の図のとおり)	り) 石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとお	り) 石巻市三輪田字堀ノ内(次の図のとお	とおり) 石巻市三輪田字持領前内田(次の図の	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場(次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場 (次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場(次の図のとおり)

通ケ崎	2七 ケ 入 山 の	1七 大 山 の	丁子浜の2	丁子浜の1	追舘 の 2	通ヶ崎の3	通ヶ崎の2	通ヶ崎 の 1	国土沼の2	谷 地 の 2	稲荷崎前	谷津 の 5	谷 津 の 4	谷津 の 3	谷 津 の 2	大 平 の 2	水 出 の 3	水 出 の 2	宮ノ上
の急 崩領 壊斜 地	の崩壊地	の 崩壊 地 地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩 壊 地	の 崩壊 地	の急 頻 壊 料 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の急 頻 壊 地	の急 崩傾 壊糾 地
石巻市福地字通ケ崎(次の図のとおり)	石巻市釜谷字天神山(次の図のとおり)	石巻市釜谷字天神山(次の図のとおり)	石巻市福地字丁子浜(次の図のとおり)	石巻市福地字丁子浜(次の図のとおり)	石巻市針岡字追舘(次の図のとおり)	石巻市福地字大正(次の図のとおり)	石巻市福地字大正(次の図のとおり)	石巻市福地字通ケ崎(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	おり) 石巻市三輪田字稲荷崎前(次の図のと	石巻市三輪田字谷津(次の図のとおり)	り) 石巻市三輪田字尾崎前(次の図のとお	り) 石巻市三輪田字尾崎前(次の図のとお	石巻市三輪田字谷津 (次の図のとおり)	石巻市大森字大平(次の図のとおり)	石巻市大森字水出(次の図のとおり)	石巻市大森字内田(次の図のとおり)	り) 石巻市東福田字宮ノ上(次の図のとお

夜盗沢 – 1	赤坂沢	高見沢-2	高見沢-1	高畑沢2	木戸沢	- 中 2 山 田 沢 1	- 中 1 山 田 沢 1	尾田峯の3	浜 田 の 2	浜田 の 1	尾田峯の2	尾田峯の1	宿	沢旭ヶ丘2の	沢旭ヶ丘3の	浦宿沢の2	尾田峯沢	浦宿浜浦宿
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
とおり) 仙台市青葉区大倉字夜盗沢(次の図の	上下山神、字久保(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字赤坂、字堤沢、字	の図のとおり) と下山神、字久保(次上下、字堤沢、字上下山神、字久保(次上市、字堤沢、字上下山神、字入保(次	(次の図のとおり) 学上下、字堤沢、字上下山神、字久保 学上下、字堤沢、字上下山神、字久保 がの図のとおり)	おり) 仙台市青葉区大倉字高畑(次の図のと	おり) 仙台市青葉区大倉字木戸(次の図のと	のとおり) 字北田、字下山際、字佐手山(次の図字北田、字下山際、字佐手山(次の図	(次の図のとおり) 字下山際、字佐手山、字野尻、字北田 は台市青葉区新川字中山田、字石田、	のとおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯(次の図	とおり) 牡鹿郡女川町浦宿字浜外山(次の図の	おり) 牡鹿郡女川町針浜字針浜(次の図のと	のとおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯(次の図	のとおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯(次の図	とおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿(次の図の	とおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字袖山(次の図の	とおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字袖山(次の図の	のとおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯(次の図	のとおり) 牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯(次の図	のとおり)のとおり)
							おり図のと											
							勝兵 城県仙台土木事 三城県土木部防											

末坂	目錦ヶ丘九丁	向 田 の 2	向 田 の 1	大竹新田	大竹	岩下	高見沢	台原一丁目	綱木沢3	鹿野沢	荒屋敷沢	汁垂道上沢	末坂沢	錦ヶ丘沢	2神明前沢 -	1神明前沢-	上山際沢	夜盗沢	夜盗沢-2
の急崩傾壊糾地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
(次の図のとおり) (次の図のとおり)	とおり) 仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目(次の図の	現森山(次の図のとおり) 仙台市青葉区向田、芋沢字大竹、字権	仙台市青葉区向田(次の図のとおり)	のとおり) 仙台市青葉区芋沢字大竹新田(次の図	図のとおり) 似台市青葉区芋沢字大竹、向田(次の	仙台市青葉区大倉字岩下(次の図のと	おり) 仙台市青葉区大倉字上下(次の図のと	おり) 仙台市青葉区台原一丁目(次の図のと	字四反田前(次の図のとおり)仙台市青葉区芋沢字綱木、字四反田、	おり) 仙台市青葉区芋沢字鹿野(次の図のと	中、字上新田(次の図のとおり) 仙台市青葉区芋沢字荒屋敷、字荒屋敷	山(次の図のとおり)垂沢道下、字白坂、字白坂、字白坂、字台坂、字台坂、字台版、字計仙台市青葉区芋沢字汁垂沢道上、字汁	(次の図のとおり) 仙台市青葉区芋沢字末坂、字奥武士東	図のとおり) 仙台市青葉区下愛子字西風蕃山(次の	のとおり) 仙台市青葉区大倉字向大倉山(次の図	のとおり) 仙台市青葉区大倉字向大倉山(次の図	とおり)仙台市青葉区新川字清水頭(次の図の	とおり) 仙台市青葉区大倉字夜盗沢(次の図の	とおり)

本郷の3	本 郷 の 2	本 郷 の 1	大勝草	2大勝草中の	1大勝草中の	栗生沢東	田中	赤坂二丁目	芋郷	前	錦ケ丘の4	錦ケ丘の3	錦ケ丘の1	白坂西	錦ヶ丘	2みやぎ台の	1みやぎ台の	向田	丁目を台三
の 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩傾 壊 地	の 崩 壊 発 地	の 崩壊 地	の 崩傾 壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊 地	の 崩壊地	の 崩傾 壊 地	の 崩壊地	の 崩 傾 斜 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の領領線地
おり) 仙台市青葉区芋沢字本郷(次の図のと	おり) 仙台市青葉区芋沢字本郷(次の図のと	おり) 仙台市青葉区芋沢字本郷(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区芋沢字大勝草(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区芋沢字大勝草中(次の図	のとおり) 仙台市青葉区芋沢字大勝草中(次の図	のとおり) 仙台市青葉区芋沢字栗生沢東(次の図	とおり) 仙台市青葉区下愛子字田中(次の図の	おり) 仙台市青葉区赤坂二丁目(次の図のと	とおり)仙台市青葉区上愛子字芋郷(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区愛子中央二丁目(次の図	芦見(次の図のとおり)仙台市青葉区錦ヶ丘五丁目、上愛子字	芦見(次の図のとおり)仙台市青葉区錦ヶ丘五丁目、上愛子字	沼田、字宮入(次の図のとおり)仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目、上愛子字	道下、字荒屋敷西(次の図のとおり)仙台市青葉区芋沢字白坂西、字汁垂沢	とおり) 仙台市青葉区錦ヶ丘四丁目(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区みやぎ台五丁目(次の図	荒屋敷 (次の図のとおり) 仙台市青葉区みやぎ台五丁目、芋沢字	仙台市青葉区向田(次の図のとおり)	のとおり) のとおり)

 鷺ヶ森 の 1	1北鷺ヶ森の	本 沢 の 1	川 平 の 1	中 山 の 1	西勝山の2	西勝山の1	中 山 の 2	桜ヶ丘の2	川 平 の 2	川 平 の 1	錦ケ丘の2	芋郷	宮下	岩元	甲野田南	大竹原	大堀の2	大 堀 の 1	花坂下
の急 崩傾 壊斜 地	の崩壊地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地
とおり) とおり)	とおり) 仙台市青葉区鷺ヶ森二丁目(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区荒巻本沢一丁目(次の図	おり) 仙台市青葉区川平一丁目(次の図のと	おり) 仙台市青葉区川平四丁目(次の図のと	仙台市青葉区西勝山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区西勝山 (次の図のとおり)	おり) 仙台市青葉区中山六丁目(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区桜ヶ丘一丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区桜ヶ丘二丁目(次の図の	おり) 仙台市青葉区川平二丁目(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目(次の図の	とおり)仙台市青葉区上愛子字芋郷(次の図の	とおり)仙台市青葉区上愛子字神明(次の図の	とおり)仙台市青葉区上愛子字岩元(次の図の	おり) 仙台市青葉区芋沢字大堀(次の図のと	とおり)仙台市青葉区芋沢字大竹原(次の図の	おり) 仙台市青葉区芋沢字大堀(次の図のと	おり) 仙台市青葉区芋沢字大堀(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区芋沢字花坂下(次の図の

北根黒松	山手町	丁 目 本 沢 二	山手町	水の森の2	水の森の1	東勝山の7	東勝山の6	東勝山の5	東勝山の3	東勝山の1	鷺ケ森	北鷺ヶ森	3 北鷺ヶ森の	2北鷺ヶ森の	北根の2	3双葉ヶ丘の	2双葉ヶ丘の	鷺ヶ森の2	藤松
の崩壊地	の急 崩壊斜 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の領領線地
り) 仙台市青葉区北根黒松(次の図のとお	仙台市青葉区菊田町 (次の図のとおり)	のとおり) 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目(次の図	仙台市青葉区山手町 (次の図のとおり)	仙台市青葉区水の森三丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区水の森三丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区東勝山二丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区水の森三丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区東勝山三丁目(次の図の	おり) 仙台市青葉区北根四丁目(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区東勝山一丁目(次の図の	とおり)仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目(次の図の	とおり)仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目(次の図の	とおり)仙台市青葉区鷺ヶ森二丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区鷺ヶ森二丁目(次の図の	おり) 仙台市青葉区北根二丁目(次の図のと	おり) 仙台市泉区虹の丘一丁目(次の図のと	のとおり) 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目(次の図	とおり) 仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目(次の図の	仙台市青葉区藤松(次の図のとおり)

青麻沢	入 山 の 1	台屋敷の3	台屋敷の2	台屋敷の1	入生沢	台ヶ原	安養寺の2	安養寺の1	土樋の1	広瀬の2	角五郎の2	角五郎の1	八幡一丁目	花壇	片 平 町 の 2	片平町の1	大手町	亀岡町	川 内 の 2
の急 崩傾 壊斜	の崩壊地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩 壊斜 地
のとおり) (のとおり) (次の図) (のとおり) (のとととととととととととととととととととととととととととととととととととと	とおり) 仙台市宮城野区岩切字入山(次の図の	(次の図のとおり)仙台市宮城野区岩切字台屋敷、字入山	のとおり) 仙台市宮城野区岩切字台屋敷(次の図	のとおり) 仙台市宮城野区岩切字台屋敷(次の図	のとおり) 仙台市宮城野区岩切字入生沢(次の図	(次の図のとおり)仙台市宮城野区岩切字谷地、字入生沢	(次の図のとおり) 仙台市宮城野区安養寺一丁目、二丁目	(次の図のとおり) 仙台市宮城野区安養寺一丁目、二丁目	おり) 仙台市青葉区土樋一丁目(次の図のと	仙台市青葉区広瀬町(次の図のとおり)	おり) 仙台市青葉区八幡五丁目(次の図のと	目(次の図のとおり)仙台市青葉区角五郎一丁目、八幡一丁	おり) 仙台市青葉区八幡一丁目(次の図のと	仙台市青葉区花壇(次の図のとおり)	とおり) 仙台市青葉区米ヶ袋一丁目(次の図の	おり) 仙台市青葉区片平一丁目(次の図のと	仙台市青葉区大手町(次の図のとおり)	おり) 仙台市青葉区荒巻字青葉(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区川内三十人町(次の図の

松陵五丁目	の2 2 1 目	の1 1 目	鶴が丘三丁	将監の8	歩坂町の2	上谷刈赤坂	館	北中山	泉ヶ丘の3	泉ヶ丘の2	泉ヶ丘の1	将監の4	将監の1	歩坂町	南光台の2	柏坊	小山	松陵三丁目	安養寺の5
の 崩 傾 線 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊策判
り) 仙台市泉区松陵五丁目(次の図のとお	図のとおり) 仙台市泉区松陵三丁目、四丁目(次の	り) 仙台市泉区松陵三丁目(次の図のとお	の図のとおり) 仙台市泉区鶴が丘二丁目、三丁目(次	字駕籠沢、字日野(次の図のとおり)仙台市泉区将監九丁目、七北田字道、	図のとおり)	おり) 仙台市泉区上谷刈字赤坂(次の図のと	仙台市泉区館一丁目 (次の図のとおり)	の図のとおり) 仙台市泉区北中山三丁目、四丁目(次	沢大ヶ沢(次の図のとおり)仙台市泉区泉ヶ丘一丁目、七北田字大	おり) 仙台市泉区泉ヶ丘一丁目(次の図のと	丘一丁目(次の図のとおり) 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目、富谷市富ケ	沢、字野山(次の図のとおり)仙台市泉区将監一丁目、七北田字白水	(次の図のとおり) 仙台市泉区将監十三丁目、桂四丁目	り) 仙台市泉区松陵一丁目(次の図のとお	下、字不動(次の図のとおり)仙台市泉区南光台六丁目、松森字堤	おり) 仙台市泉区福岡字欠ノ上(次の図のと	り) 仙台市泉区福岡字小山(次の図のとお	り) 仙台市泉区松陵三丁目(次の図のとお	のとおり)のとおり)

平沢	新田	唐竹沢	奈良木沢下	仏所の3	鷹乃杜の2	鷹乃杜の1	2あけの平の	1あけの平の	2ひより台の	1ひより台の	館山	宮ノ沢	栃木沢	松森台	の加 2茂 一丁 目	の加 1茂 丁 目	の加 2茂二丁目	の加 1茂二丁目	寺岡二丁目
の 崩壊 壊 地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	土石流	の崩壊地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地
富谷市富谷平沢(次の図のとおり)	富谷市富谷新田(次の図のとおり)	富谷市富谷唐竹沢(次の図のとおり)	り) 富谷市富谷奈良木沢下(次の図のとお	富谷市富谷仏所(次の図のとおり)	富谷市鷹乃杜三丁目 (次の図のとおり)	富谷市鷹乃杜四丁目 (次の図のとおり)	り) 富谷市あけの平三丁目(次の図のとお	り) 富谷市あけの平三丁目(次の図のとお	り) 富谷市ひより台一丁目(次の図のとお	り) 富谷市ひより台一丁目(次の図のとお	富谷市二ノ関館山(次の図のとおり)	富谷市富谷宮ノ沢(次の図のとおり)	富谷市富谷栃木沢(次の図のとおり)	仙台市泉区松森字台(次の図のとおり)	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	り) 仙台市泉区加茂一丁目(次の図のとお	り) 仙台市泉区加茂二丁目(次の図のとお	り) 仙台市泉区加茂二丁目(次の図のとお	り) 仙台市泉区寺岡二丁目(次の図のとお

(25)	平成3	1年3	月29日	金	曜日		宮	城	Ì	₹ :	公 <u></u>	報					身	₹3046	号
		平成三十一年三月二十九日	第七条第一頁の規定こより、 土砂災害警戒区域等におけ	○宮城県告示第三百二十六号	て縦覧に供する。	廻 館 の 1	小森	廻館の2	熊田南沢	小森北沢	小森沢	小森神社沢	廻館沢	磯の沢	東向陽台	 	 	明 坂 の 4	明坂の3
		年三月二十	規定により	三百二十六	^{る。)} は、省略し、	の急崩り壊れ	の急崩壊斜地	の急傾斜地	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地
	宮城県知事	76	比条第一頁の規定により、欠り区域を上少災写警成区域に旨定する。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	, 号	その図面及び関係書類は、	をおり) では、 では、 では、 できます。 一般では、 できます。 一般では、 できます。 できまれば、 できままれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できままない。 これば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまれば、 できまない。 これば、 できまない。 こればいまない。 こればいまない。 こればいまない。 こればいまない。 こればいまないまない。 こればいまないまない。 こればいまないまないまないまない。 こればいまないまない。 こればいまないまないまないまないまないまないまないまない。 こればいまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない	壁町志津川字小森(次の		とおり)とおり)とおり)	一	のとおり) 本吉郡南三陸町志津川字小森(次の図	(次の図のとおり) 本吉郡南三陸町志津川字廻館、字小森	下(次の図のとおり)本吉郡南三陸町志津川字廻館、字御前	図のとおり)本吉郡南三陸町志津川字磯の沢(次の	り) 富谷市東向陽台一丁目(次の図のとお	富谷市鷹乃杜三丁目 (次の図のとおり)	富谷市鷹乃杜二丁目 (次の図のとおり)	富谷市富谷明坂(次の図のとおり)	富谷市富谷明坂(次の図のとおり)
	事村		U		当該区域の縦覧場所の欄				1	. ј. ш.		**	110	おり図のと	45				
	嘉浩		(平成十二年法律第五十七号)		欄に掲げる場所におい								事場所象別	成果氏山沼 災砂防課及び宮 宮城県土木部防					
 広 瀬	川内の	荒巻中	あけぼ	本沢の	中山の	中山の	滝道	平沢の	上新田	奥武士西	芦見沢	岩谷堂西	中崎沢	目羽の黒2町	内山沢	小多田	小沢	 垣 夕 名 秋	区成
の急 崩傾	の急 崩傾	-央 の急 崩傾	の町の制領	の急 崩傾	の急 崩傾	3 の急崩傾	の急崩傾	1 の急	の急崩傾		土石	西沢 土石	土石	一丁の頻	土石	涙 土石	土石	の自見	目の十
壊斜地	壊斜地	壊斜 地	壊斜地	壊斜地	壊斜地	壊斜地	壊斜地	壊斜地	壊斜地	流 	流	流	温流と牡	壊斜地	流	流	流	種現なる	先生災 る原害
仙台市青葉区広瀬町(次の図のとおり)	とおり) 仙台市青葉区川内三十人町(次の図の	り) 仙台市青葉区荒巻中央(次の図のとお	おり)仙台市青葉区あけぼの町(次の図のと	のとおり) 仙台市青葉区荒巻本沢三丁目(次の図	おり)	おり) 仙台市青葉区中山五丁目(次の図のと	仙台市青葉区滝道(次の図のとおり)	おり)仙台市青葉区芋沢字平沢(次の図のと	とおり) (位台市青葉区芋沢字上新田(次の図の	のとおり) 士、字奥武士東、字奥武士北(次の図士、字奥武士東、字奥武士市、字奥武	とおり) 仙台市青葉区下愛子字芦見(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区作並字岩谷堂西(次の図	とおり) 工鹿郡女川町浦宿浜字浦宿(次の図の	石巻市羽黒町一丁目 (次の図のとおり)	石巻市真野字内山(次の図のとおり)	石巻市水沼字日向畑 (次の図のとおり)	石巻市高木字大草(次の図のとおり)	D 均 0 时 右 封	成 つ 斤 圧
												宮城県仙台土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び					宮城県東部土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び	新豐均	記

金曜	ЕЦ	'呂'	切	C	県	公	報							(26)
小森南沢	明坂の1	向陽台の4	吹付	丁目の1 南光台南二	1みずほ台の	安養寺の4	岩切二丁目	大前	枡江	菖蒲沼	栗 生 2	栗生	定義	下倉
土石流	の 崩壊 地	の 崩壊地	地すべり	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の急 崩壊斜 地	の崩壊地	の急 崩壊斜 地	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり
のとおり) 本吉郡南三陸町志津川字小森(次の図	富谷市富谷明坂(次の図のとおり)	陽台二丁目(次の図のとおり)富谷市東向陽台三丁目、仙台市泉区向	り) 仙台市泉区福岡字平場(次の図のとお	とおり) 仙台市泉区南光台南二丁目(次の図の	仙台市泉区みずほ台 (次の図のとおり)	のとおり) 仙台市宮城野区安養寺一丁目(次の図	とおり) 仙台市宮城野区岩切二丁目(次の図の	とおり)仙台市宮城野区岩切字大前(次の図の	仙台市宮城野区枡江(次の図のとおり)	仙台市青葉区菖蒲沼(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉(次の図のとおり)	り)とおいる。子高見沢、字久保(次の図のとお田、字高見沢、字久保(次の図のとお田、字高見沢、字久保(次の図のとおり)	寺下(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字高畑、字宮前、字
宮城県気仙沼土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び														
	小森南沢 土石流 のとおり) 本吉郡南三陸町志津川字小森(次の図 宮城県気仙沼土木事務所	小森南沢 土石流 のとおり のよおり のよおり のよおり の崩壊 富谷市富谷明坂(次の図のとおり) 宮城県土木部防災砂防課及	小森南沢 土石流 のとおり)	小森南沢 土石流 のとおり い付 地すべり り)	小森南沢 土石流 のとおり 小森南沢 土石流 のとおり 小森南沢 土石流 の崩壊 とおり 公の図のとおり の崩壊 とおり の崩壊 とおり の崩壊 とおり の崩壊 とおり の崩壊 とおり の崩壊 に一下 に一下	1 の崩壊 仙台市泉区南光台南二丁目(次の図のとおり) 1 の崩壊 仙台市泉区南光台南二丁目(次の図のとおり) 1 の崩壊 陽台二丁目(次の図のとおり) 2 が 4 急傾斜地 自谷市東区福岡字平場(次の図のとおり) 2 が 4 急傾斜地 自谷市東区福岡字平場(次の図のとおり) 3 を音都南三陸町志津川字小森(次の図のとおり) 2 が 4 を 4 を 5 が 5 が 6 が 7 を 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 8 が 8 が 8 が 8 が 8 が	中 大	お切二丁目 急傾斜地 仙台市宮城野区岩切二丁目 次の図の 宮城県気仙沼土木事務所 大森南沢 土石流 のとおり の崩壊 とおり とおり の崩壊 とおり とおり の崩壊 とおり とおり の崩壊 とおり の崩壊 とおり とおり とおり の崩壊 とおり とおり の崩壊 とおり の崩壊 に合っ に成野区安養寺一丁目(次の図のとおり) に成の図のとおり に成の図のとおり に成の図のとおり に成の図のとおり に成りには、	大前 急傾斜地 仙台市宮城野区岩切字大前 (次の図の 宮城県気仙沼土木事務所 のとおり) 上石流 の崩壊 とおり) とおり) 上石流 のお嬢 とおり) 上石流 のとおり) 上石流 のとおり) 上石流 のとおり) とおり) とおり) 自帰鮮地 仙台市宮城野区岩切二丁目 (次の図のとおり) 自帰鮮地 仙台市泉区福岡字平場 (次の図のとおり) 自帰鮮地 富谷市富谷明坂 (次の図のとおり) 自帰鮮地 富谷市富谷明坂 (次の図のとおり) 宮城県土木部防災砂防課及 本吉郡南三陸町志津川字小森 (次の図の	株江 急傾斜地 仙台市宮城野区岩切字大前 (次の図のとおり) 大前 の崩壊地 仙台市宮城野区岩切二丁目 (次の図の とおり) で付 地すべり り) の崩壊地 仙台市宮城野区岩切二丁目 (次の図の とおり) とおり) とおり) で	株式 地すべり 仙台市青葉区菖蒲沼 大前 一	中央	東生 地すべり 仙台市青葉区大倉 (次の図のとおり) 東生 東生 地すべり 仙台市青葉区大倉 (次の図のとおり) 東生 東生 地すべり 仙台市青葉区大倉 (次の図のとおり) 東生 東生 東生 地すべり 仙台市富城野区岩切二丁目 (次の図のとおり) 京橋斜地 仙台市富城野区岩切二丁目 (次の図のとおり) 東生 土石流 本吉郡南三陸町志津川字小森 (次の図のとおり) 宮城県土木部防災砂防課及 京谷市富谷明坂 (次の図のとおり) 京城県土木部防災砂防課及 京城県土木部防災砂防課及 京城県土木部防災砂防課及 京城県土土木事務所	中央

施行者の名称

多賀城市

都市計画事業の種類及び名称

種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2

名称

多賀城市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

兀 事業地

収用の部分

告示第三百五十二号、平成二十八年宮城県告示第三百六号及び平成三十年宮城県告示第三百六十 百九十五号、平成十三年宫城県告示第三百五十六号、平成十五年宫城県告示第三十五号、平成二 成七年宮城県告示第百九十六号、平成八年宮城県告示第三百八十二号、平成九年宮城県告示第千 第千二百十四号、平成三年宫城県告示第四百三十八号、平成三年宫城県告示第八百九十七号、平 五号の事業地のうち、多賀城市鶴ヶ谷一丁目の一部を変更する。 十年宮城県告示第二百九十八号、平成二十六年宮城県告示第二百六十二号、平成二十七年宮城県 七年宫城県告示第九百七十八号、昭和六十年宮城県告示第千二百二号、昭和六十一年宮城県告示 昭和四十八年宮城県告示第三百三十八号、昭和五十二年宮城県告示第七百二十七号、昭和五十

使用の部分

○宮城県告示第三百二十八号

の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十九日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

○宮城県告示第三百二十七号

て縦覧に供する。)

仙塩広域都市計画下水道事業

宮城県知事

村

井

嘉

浩

富谷市流域関連公共下水道

2

三 事業施行期間 変更なし

四 事業地

1 収用の部分

県告示第三百七号、平成三十年宮城県告示第三百六十九号の事業地に、富谷市明石下犬ヶ沢の一 成十六年宮城県告示第四百二十七号、平成二十三年宮城県告示第三百九十号、平成二十八年宮城 県告示第百三十二号、平成七年宮城県告示第二百四十八号、平成十一年宮城県告示第百五号、平 部を追加する。 昭和六十二年宮城県告示第千四百二十一号、平成元年宮城県告示第八百九十号、平成四年宮城

使用の部分

○宮城県告示第三百二十九号

正し、平成三十一年四月一日から施行する。 平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を次のように改

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十七条中「卡威31年 3 月31日」を「卡威32年 3 月31日」に改める。

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

棄物処分業務 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 安定器及び照明用コンデンサー三千三百五十八台 汚染物〇. 平成三十一年度宮城県保管ポリ塩化ビフェニル廃 一四キログラム

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部循環型社会推進課 仙台市青

契約の相手方を決定した日 平成三十一年二月二十八日

契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PC

北海道室蘭市仲町十四番地七

(27)

Ŧi. 一億九千九百五十一万三千八百三十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七

契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

(平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第一号該当

〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月二十九日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

岩沼市早股字松原百八十一番 宮城県知事 村 井 嘉

浩

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

岩沼市二木二丁目四番十一号

郡山 竜太

郡山 恵美

企 業 局

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した

平成三十一年三月二十九日

宮城県公営企業管理者 遠 信 哉

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム (単価契約)

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三

落札者を決定した日 平成三十一年三月十九日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二

番六十一一号

落札金額 一万七千九百円 (一トン当たり)

Ŧī.

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 平成三十一年二月一日

七

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十四号

「1 収入総額

206,975,707」を「1 収入総額

「本年収入額

本年収入額

本年収入の内訳中

4 支出の内訳中

一件十万円未満のもの

「自由民主購読料

420,000」を加え、

「組織活動費

政治活動費

公

「その他の収入

(28)おり改める。 があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のと 政治資金規正法 平成三十一年三月二十九日 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出 宮城県選挙管理委員会 ○宮選管告示第三十五号 「渥美巖 「木村浩-

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党宮城県支部連合会の平成二十七年分収支報告書の要旨の

収入総額中

2 支出総額中 支出総額 105,573,169」を「2

3 本年収入の内訳中

支出総額 106,042,769」に改める。

207,445,307」 じ、

102,502,745」を「本年収入額

102,972,345」に改める。

- 北海道・東北ブロック幹事長会議会費 1,473,586」を「その街の収入 238,000」の次の行に

1,943,186」に改め、

361,486」を「一件十万円未満のもの 411,086」に改める。

64,972,509」や「政治活動費 7,641,762」を「組織活動費 65,442,109」 い、 8,111,362」に改める。

台
合
古
青
森
区
」
の
次
の
行
に

7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳中

「この街仙台が好きフォーラム 300,000

必要市」を加える

「自由民主党宮城県第三選挙区支部 400,000

渥美いわお政経懇話会の平成二十七年分収支報告書の要旨の

収入総額中

「1 収入総額 4,476,924」を「1 収入総額

3,405,000」を「本年収入額

3,768,059」に改める。 4,839,983

3

本年収入の内訳中

 $\lceil 2 \rceil$

支出総額

3,768,059

3,405,000

一络路 個人分

5

寄附の内訳中

個人分

2,830,000

3,193,059

に改める。

480,000 海菸⊪計」の次の行に

363,059

があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のと 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出

おり改める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

東

則

夫

委員長 伊

自由民主党仙台市区支部連合会の平成二十八年分収支報告書の要旨の

本年収入の内訳中

3,540,000」を「寄附

7,940,000」 ご

2,640,000」や「政治団体分 7,040,000」に改める。

「政治団体分

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党宮城県支部連合会 22,292,000 22,292,000_

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 17,892,000

自由民主党宮城県支部連合会

17,892,000

に改める。

寄附の内訳中

「自由民主党太白区支部

「自由民主党宮城県支部連合会

600,000 合い計画辦区」の次の行に

4,400,000 白山市青瀬区」を加える。

自由民主党宮城県支部連合会の平成二十八年分収支報告書の要旨の

収入総額中

「1 収入総額 244,887,583」を「1 収入総額

143,485,045」や「本年収入額

「本年収入額

支出総額中

143,810,545」に改める。

245,213,083」 ど

108,273,604」を「2 支出総額 108,599,104」に改める。

1,624,494」を「その他の収入

「その他の収入

240,000」の次の行に 1,949,994」に改め、

「女性局中央移動研修会会費 315,000」を加え、

492,414」に改める。

481,914」を「一件十万円未満のもの

「一件十万円未満のもの 「自由民主購読料

宮 城 県 公 報 (29)平成31年3月29日 金曜日 第3046号 ○宮選管告示第三十六号 3 2 3 1 1 4 「各路 2 「その他の収入 「政治活動費 「政治活動費 組織活動費 政治団体分 「機関紙誌の発行その他の事業による収入 組織活動費 - 機関紙誌の発行その他の事業による収入 全国LPガス政治連盟宮城県支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の 渥美いわお政経懇話会の平成二十八年分収支報告書の要旨の 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党村田町支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の 本年収入の内訳中 支出総額中 支出の内訳中 収入総額中 収入総額中 支部活性化事業 (国会研修) 支部活性化事業 (国会研修) 本年収入の内訳中 一件十万円未満のもの 自由民主党宮城県第三選挙区支部 支出の内訳中 支出総額 収入総額 収入総額 前年繰越額 本年収入額 65,949,473」や「政治活動費 4,870,107 7,705,927」を「組織活動費 961,008 890,107_ 961,008 726,844」や「政治活動費 117,000」を「吸治団体分 951,000」を「舎窓 137,064」や「組織活動費 726,844」を「2 10,008」を を 「1 10,008 $\lceil 1$ 収入総額 支出総額 収入総額 「その他の収入 本年収入額 前年繰越額 1,285,000」 ど、 1,255,000」を 一件十万円未満のもの 1,092,000 1,062,000 200,000_ 230,000 を 30,000 1,253,166_ 1,019,347」に改める。 66,274,973」 ど 5,233,166 1,019,347 8,031,427」に改める。 267,430」に改める。 857,210」 い、 117,200」 ど、 951,200」 ご、 857,210」に改める。 に改める。 に改める。 68,14768,147 に改める。 2 支出総額中 2 3 本年収入の内訳中 があった平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第百二十九号の一部を次のとお 1 り改める。 2 「1 収入総額 「1 収入総額 「組織活動費 「一件十万円未満のもの 「1 収入総額 「自由民主購読料 「その他の収入 「2 支出総額 「本年収入額 「政治活動費 「自由民主購読料還付金 渥美いわお政経懇話会の平成二十九年分収支報告書の要旨の 全国LPガス政治連盟宮城県支部の平成二十九年分収支報告書の要旨の 自由民主党宮城県支部連合会の平成二十九年分収支報告書の要旨の 政治資金規正法 支出の内訳中 収入総額中 収入総額中 収入総額中 支出総額中 平成三十一年三月二十九日 支出総額 前年繰越額 前年繰越額 本年収入額 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十二条第一項の規定により政治団体から提出 107,984,613」を「政治活動費 145,144,837」や「本年収入額 281,758,816」を「1 収入総額 152,143,224」を「2 9,680,418」や「組織活動費 2,088,930 1,360,505」を「その他の収入 1,117,002_ 1,351,166 234,164 315,000」を加え、 958,930_ 842,414」を「2 100,000」の次の行に 577,605」を「一件十万円未満のもの を 「1 を $\overline{1}$ 支出総額 収入総額 支出総額 収入総額 前年繰越額 前年繰越額 本年収入額 宮城県選挙管理委員会 委員長 145,470,337」に改める。 282,084,316」 ど 108,310,113」 ど、 152,468,724」に改める。 10,005,918」に改める。 1,321,989_ 1,177,202_ 2,451,989 1,311,456」に改める。 1,339,339 1,686,005」に改め、 162,137 に改める。 伊 に改める。 588,105」に改める。 東

則

夫

第3046	뭉	平成	31 [±]	丰3	月29	日	金	曜日		宮		城		県		公		報										((30)
公文書館 仙台中央県税事務所	地方機関	○総務部	監査実施機関	1 監査実施機関及び監査実施日					平成31年 3 月29日	31年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。	地方自治法(昭和22年》	〇宮城県監査委員告示第 6 号	5	·	「個人の党費・会費	一件十万円未満のもの	その他の収入	「個人の党費・会費	3 本年収入の内訳中	「本年収入額	「1 収入総額	1 収入総額中	宮城県商工政治連盟蔵王	組織活動費	「政治活動費	4 支出の内訳中	一件十万円未満のもの	「その他の収入	3 本年収入の内訳中
公文書館 仙台中央県税事務所(選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。)				t実施日						〔施した一般会計及び特別	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,	加			(22人) 91,	9		(22人) 91,		91,006」や「本年収入額	117,790」を「1 収入総額		宮城県商工政治連盟蔵王支部の平成二十九年分収支報告書の要旨の	249,314」 組織活動費	842,414 「政治活動費		10,002		
や地方支局を含む。)					宮城県監査委員 成	宮城県監査委員 石	宮城県監査委員 す	宮城県監査委員 中		明会計に係る定期監査等の	第2項,				91,000」に改める。	6_	6 を	91,000		◎ 91,000」に改める。	総額 117,784」に、		収支報告書の要旨の	718,356	1,311,456		-件十万円未満のもの	「その他の収入	
1月9日 2月5日			監査実施日		田由加里	森建二	だっ	島源陽		の結果は次のとおりです。	第4項及び第5項の規定により平成									に改める。	ξ			() 라 경	こ女かる。		70,202	70,202	
石巻港湾事務所 〇教育庁	仙台塩釜港湾事務所	気仙沼土木事務所	東部土木事務所	北部土木事務所	仙台土木事務所	地方機関	〇土木部	気仙沼高等技術専門校	石巻高等技術専門校	仙台高等技術専門校	白石高等技術専門校	計量檢定所	気仙沼地方振興事務所	東部地方振興事務所	北部地方振興事務所	仙台地方振興事務所	大阪事務所	地方機関	〇経済商工観光部	東部児童相談所	子ども総合センター	気仙沼保健福祉事務所	地方機関	○保健福祉部	食肉衛生検査所	環境放射線監視センター	地方機関	○環境生活部	仙台北県税事務所
	平							門校	來	來	ক্ষ		務所	听	ず	听					1	務所				ンター			仙台北県税事務所(選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。)
																													地方支局を含む。)
3月20日	1月7日	2月7日	1月23日	1月24日	2月5日			3月6日	1月15日	2月25日	2月26日	3月5日	2月8日	1月17日	1月10日	2月6日	2月25日			1月8日	1月21日	1月30日			1月10日	1月16日			1月9日

(21)	平成31年3月29日	全限日	空	城	旦	1/2	報	第3046号

(31)) 2	平成	31年	3)	₹29	日	金剛	翟日			宮		城		県		公		報								第	3046	5号	
気仙沼向祥高等学校	水産高等学校	南郷高等学校	石卷北高等学校	伊具高等学校	登米総合産業高等学校	蔵王高等学校	宮城野高等学校	富谷高等学校	仙台東高等学校	石卷西高等学校	泉館山高等学校	泉松陵高等学校	名取北高等学校	佐沼高等学校	岩ケ崎高等学校	涌谷高等学校	村田高等学校	松島高等学校	古川黎明中学校	古川黎明高等学校	仙台三桜高等学校	塩釜高等学校	仙台第三高等学校	仙台第二高等学校	図書館	東部教育事務所登米地域事務所	東部教育事務所	北部教育事務所栗原地域事務所	北部教育事務所	地方機関
1月29日	1月8日	1月28日	1月23日	2月28日	1月29日	1月11日	3月5日	2月27日	3月5日	2月25日	2月21日	3月5日	3月20日	2月28日	1月11日	3月6日	2月6日	2月28日	1月16日	1月16日	2月25日	1月28日	3月5日	2月26日	3月5日	1月17日	1月17日	1月10日	1月10日	
平成29年度の財務に関する事務の執行の事実が地方1	2 監査結果	角田警察署	加美警察署	築館警察署	遠田警察署	南三陸警察署	佐沼警察署	気仙祒警察署	大和警察署	岩沼警察署	泉警察署	仙台東警察署	仙台北警察署	仙台中央警察署	地方機関	警察本部	本庁	○警察本部	支援学校女川高等学園	小松島支援学校	支援学校小牛田高等学園	気仙祒支援学校	金成支援学校	山元支援学校	西多賀支援学校	光明支援学校	聴覚支援学校	美田園高等学校	—— 迫商業高等学校	石巻工業高等学校
の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨		1月10日	1月8日	3月7日	1月11日	1月15日	1月16日	1月8日	2月4日	1月7日	3月6日	1月15日	3月6日	1月16日		1月18日			1月21日	3月5日	3月4日	2月22日	2月25日	2月12日	3月5日	3月5日	3月5日	3月5日	2月25日	2月18日

注意をしました。 に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台中央県税事務所

な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

·平成29年度収入未済額

現年度分 657,736,383円

파 1,572,422,248円 過年度分

914,685,865円

平成28年度収入未済額

現年度分 860,900,853円

過年度分 1,023,590,663円

ᅖ 1,884,491,516円

仙台北県税事務所

2

な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 **県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切**

平成29年度収入未済額

通年度分 141,197,741円 現年度分 125,891,267円

計 267,089,008円

平成28年度収入未済額

現年度分 125,107,412円 過年度分 145,485,744円

270,593,156円

3

仙台地方振興事務所

に対策を講じられたい。 海岸占用料に係る事務処理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう

(内容)

適用する条例を誤ったもの。

- ·正適用条例 海岸占用料等条例
- ・誤適用条例 財産の交換,譲与等に関する条例

仙台土木事務所

いように対策を講じられたい。 河川占用料の調定誤りにより、還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しな

(内容)

河川占用料について、平成26年度から平成29年度まで誤って調定し、還付金及び還付加算金が

発生したもの。

件数 4件

·還付金額

779,280円

·還付加算金額 31,500円

松島高等学校

賃金において、未払いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

臨時職員の追給すべき賃金について、事務局監査時点で未払いとなっていたもの。

- ·件数 1件
- ・未払い額 43,806円

気仙沼地方振興事務所

6)

よう対策の徹底を講じられたい。 工事において、誤った施工により対策工事が生じる事態が認められたので、今後再発しない

(内容)

防潮堤の建設工事において、設計や施工の確認が不十分だったため、本来計画した高さよりも

高く施工したもの。

(7) 石巻工業高等学校

団体会計等において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じら

れたい。

他団体からの補助金受入口座等から、私的に流用したもの。

(33) 平原	戊31年 3 月29	日 슄	2曜日		宮	<u>'</u>	城		県		公		報								第	3046	号	
	公立大学法人 宫城大学	団体名	団体に注意をしました。	平成29年度の出納その他の事務の執行について実施し あった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。	2 監査結果	下記2のとおり。	1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等					平成31年 3 月29日	の結果は次のとおりです。	地方自治法(昭和22年法律第67号)	〇宮城県監査委員告示第7号	・期間 平成24年	・金額 1,320,672円	· 件数 218件	ガソリン等購入券を,	(内容)	需用費において,	(8) 警察本部	・期間 平成25年	・金額 4,936,770円
	31. 1. 16	実施年月日		・の他の事務の報 査の結果等」の			i. 查実施年月日立						۰'		57号	平成24年 4 月から平成30年 3 月まで	Ĭ				不適切な支出が		平成25年7月から平成29年2月まで	Ħ
2 県の財政的援助等の内容 [出資金]15.515,895,651円(出資割合100.0%)	1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づく大学の設置運営、公開講 座による学習機会の提供、研究成果の普及・活用事業等 を行っている。	監査の結果等		平成29年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項が った場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各			並びに事業概要等	宮城県監査委員 成 田 由加里	宮城県監査委員 石 森 建 二	宮城県監査委員 すどう 哲	宮城県監査委員 中 島 源 陽			第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査		0年3月まで			私的に使用したもの。		不適切な支出が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。		9年2月まで	
公益財団法人 宮城県伊豆沼·内沼 環境保全財団					阿肃陽													宮城県土地開発公社						
30. 11. 6					30 11 22													31. 1. 24						
1 団体の事業概要 伊豆沼・内沼の自然環境の保全と活用に関する調査研 究、自然保護思想の普及啓発事業等を行うほか、宮城県	阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金 18,707,000円 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経 営改善を図る必要がある。	384,000,000円(出資割各25.6%) 〔補助金〕	2 県の財政的援助等の内容 [出資金]	ÚĎ.	1 団体の事業無更	き指摘事項はなかった。		3 歴本の結果 911,250,000円	債務保証契約に係る平成29年度末借入金残高		長期貸付金」 長期貸付金に係る平市99年度末時言 2.668,000,000円	地方公共団体関係団体共済組合県負担金 1,932,872円	〔負担金〕	[出資金] 50,000,000日(出路劃合100,0%)	2 県の財政的援助等の内容	中 2 4 4 7 7 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき,公共用地 紫の町組 等神及129/4分を工業団神の造成線を行ってい	1 団体の事業概要	C. THIRD TO SERVICE SAY NO.	県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。		(文刊 並) 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2.215.682.244円	地域医療復興事業補助金 704,000円	〔補助金〕

	31年3月29日 金曜	日 宮 城 県 公	報	(3
地方独立行政法人宫城県立病院機構			社会福祉法人 宮城県社会福祉協議 会	
30. 12. 18			31. 1. 16	
1 団体の事業概要 県立3病院を運営し、高度・専門医療を提供するとともに、県内における医療水準の向上を図るため、医療に 関する調査及び研究を行っている。	学園 -センター - 付金償還金において, ので, 引き続き改善を	る。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 10,000,000円(出資割合90.9%) [補助金] 百城県社会福祉協議会補助金等 [負担金] 百城県社会福祉大会負担金等 [致の施設の管理] 百城県船形コロニー 百城県船形コロニー 百城県県上ツ森希望の家 守時目成化学園	11体の事業概要 t会福祉事業の企画・調査及び普及, (第一種・第二種事業,社会福祉事 研修その他地域福祉の推進を目的と 、, 宮城県船形コロニー等の指定管理	行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 100,000,000円(出資割合37.8%) [公の施設の管理] 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター 28,724,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
提供するとと ため、医療に	214.849.321円 71.736.978円 71.736.978円 33.200,000円 多額の長期滞留 図る必要がある。	856,650,096円 229,688円 1,1194,957,801円 101,725,094円	社会福祉法に基 業従事職員の養 した各種事業の !業務を行ってい	ター 28,724,000円 8り、公表すべ
	公益財団法人みやぎ産業振興機構	公益財団法人 宮城県腎臓協会		
	31. 1. 23	30. 12. 19		
(補助金) (補助金等 492,659,134円 中小企業経営資源強化対策費補助金等 492,659,134円 (貸付金) 514,107,000円 短期貸付金 514,107,000円 5期貸付金 514,107,000円 51円 64円金に係る平成の4円 5円 64円金に係る平成の4円 6円 64円金に	1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新, 創業の促進, 経営基盤強化等 を図るため、中小企業の販路開拓や人材育成等の支援事 業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金]	1 団体の事業概要 人工透析及び腎移植に関する知識の普及啓蒙事業や移 植に関する研究・条件整備に対する助成事業等を行って いる。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 200,000,000円(出資割合39.6%) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。	(1) 知来において、関係地型が認められたので、連首以善を図る必要がある。 (2) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。 (3) 診療報酬において、請求が遅延しているものが認められたので、改善を図る必要がある。	

35) 平成31年3月2	29日 金曜日 宮 城	県	公 報 第3046号
公益財団法人 翠生農学振興会	1	一般財団法人 みやぎ産業交流セン	公益財団法人 宮城県国際化協会
31. 1. 15		30. 11. 12	31. 1. 24
1 団体の事業概要 農林水産業と食産業の育成発展を図るため、農学に関 する研究成果や農学情報の提供、農学研究者等に対する 助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金]	ベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの指定管理業務を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円(出資割合50.6%) 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イ	損失補償契約に係る平成29年度末借入金残高 5.488,721.200円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。 1 団体の事業概要 多文化共生と県民主体の国際交流や国際協力活動を促 進するとともに、市町村及び各種国際交流団体の連絡調 整や援助等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 750,000,000円(出資割合71.8%) [補助金] 国際交流事業補助金等 35,137,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。
一般財団法人 みやぎ建設総合セン ター	宮城県畜産協会	一般社団法人	公益社団法人 宮城県青果物価格安 定相互補償協会
31. 1. 23		30. 12. 19	30. 11. 20
2	畜産経営の安定的発展と畜産振興のため、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策・品質改善指導等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 147,500,000円(出資割合57.5%) [補助金]	_	スやざ農産物直売所学校開催事業費補助金 1,605,000円 3 監査の結果 助成金の交付決定において、選考過程での決裁承認に 不明瞭な点が認められたので、改善を図る必要がある。 1 団体の事業概要 主要青果物生産の安定供給と生産農家の経営安定を図 るため、生産者、農業関係団体等が負担した補償準備金 を基に、出荷販売価格の低落時に差額を補填する相互補 償事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 172,000,000円(出資割合41.5%) [補助金] 172,000,000円(出資割合41.5%) 2 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

3046号	平成:	31年3	3月29	日	金曜	H H	宮	ı	城		県	:	公	幸	{											(3
						加台空港鉄道 株式会社							宮城県開発株式会社							1	公本 :: : : : : : : : : : : : : : : : : :	宮城県フェリー埠頭	イボ田油はく			
						30. 12. 25							30. 10. 30									Ė	30 11 19			
(2) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので,経営改善を図る必要がある。	3 監託の指示(1) 期末において、債務超過が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。	,	3.769,000,000円(出資割合52.9%)	2 県の財政的援助等の内容 [出資金]	港アクセス線の運行、管理等の事業を行っている	1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空	き指摘事項はなかった。		30,000,000円(出資割合33.3%)	[出資金]	2 県の財政的援助等の内容	石巻港における倉庫業としての輸出入木材保管業務, 船舶給水事業、砕石供給販売事業等を行っている。	1 団体の事業概要	き指摘事項はなかった。				20,000,000円(出資割合100.0%)	$\overline{}$	2 県の財政的援助等の内容			1 団体の重業概要	き指摘事項はなかった。	県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ	3 監査の結果
			吟	宫城県私立幼稚園連						<u></u>	宮城県私学退職金社	公益社団法人												<u>z</u>	宮城県スポーツ振興	公益財団法人
				31. 1. 29	-							31. 1. 24														30. 11. 20
果の援助等の悪旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	行事業補助金 3 監査の結果	(補助金)一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給	退職手当資金給付事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容	1 四体の事業概要幼児教育の研究調査,教職員の資質向上,		県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。	3 監査の結果	公益社団法人宮城県私学退職金社団退職手当資金給付 重業補助会	$\overline{}$	務りる教職員寺に退職于当賃金の稲勺を行っている。 2 県の財政的援助等の内容	学校法人が設置する小学校、中学校及び高等学校に勤	1 団体の事業概要	き指摘事項はなかった。	。		宮城県第二総合運動場	宮城県総合運動公園	「今の審影の領基」	自転車競技場運営管理費補助事業補助金等	〔補助金〕	250,000,000円 (出資割合50.0%)	[出資金]	2 県の財政的援助等の内容	8. 古俚歌兴事来で音楽日久事来で11 / は//、合運動公園等の指定管理業務を行っている。	生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、 を辞店舗車券の改善並び車券を行さけか、 合味目数	1 団体の事業概要

(37) 平成314	年3月29日	金曜日	宮	城	県	公	報		第3046号
一般財団法人みやぎ婦人会館			一般社団法人 宮城県農業会議				宮城県職業能力開発 協会		宫城県中小企業団体中央会
30. 10.			31. 1.				30. 12.		31. 1.
17			17				12		31
1 団体の事業概要 婦人の組織活動の助長や教養の向上等を図るため、各 種研修会、講座、講演会等の事業を行うほか、宮城県婦 人会館の指定管理業務を行っている。	3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ き指摘事項はなかった。	(1 m y x)	1 団体の事業概要 農業者の地位向上を図るため、農業生産力の発展と農 業経営の合理化のための各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容	NH.	「補助金」職業能力開発協会費補助金55,289,573円3 監査の結果	る事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容	1 団体の事業概要 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関す	中小企業連携組織対策事業資補助金 157,836,000円 〔貸付金〕 中小企業団体中央会組織金融制度資金貸付金 1,500,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	なが経済
号値 号値 被後 路 路 線	一般国道6号 巨理 一般国道6号複線 亘理	一般国道 4号 白石 一般国道 4号 栗原 平原国道 4号 栗原 平原国道 4号 栗原	東北横断自動車道酒田線 柴田 常磐自動車道 「理理	路線名東北縦貫自動車道弘前線	別表第2(第11条関係)	宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会 別表第2を次のように改める。	宮城県道路交通規則の一部を改正す	公安委員会規則第6号 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次の 平成31年3月29日	ω ν
直理郡山元町7 直理郡亘理町3 仙台市宮城野1 仙台市若林区2 仙台市大白区2	国理郡山元町は 岩沼市藤波二二 国理郡山元町7	自石市越河字林 栗原市金成有昼 栗原市築館字? 栗原市装館字?	柴田郡村田町7 柴田郡川崎町7 柴田郡川崎町7 里理郡山元町4 直理郡山元町4	田石市 越河字号		、安委員会	する規則	員	原の財 原公の施 宮城県太 宮城県太 庭査の総 照査の総 関の援 ま 指摘事」

公 安 委 員 슾

宮城県婦人会館 監査の結果 [公の施設の管理] 県の財政的援助等の内容

13,375,000円

き指摘事項はなかった。

県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ

说県公安委員会規則第6号

沢嶌道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

5第2を次のように改める。 沢嶌道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

2 (第11条関係)

路線名	区
東北縦貫自動車道弘前線	自石市越河字荒井地内福島県境から 栗原市金成片馬合手柄地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亘理郡山元町坂元字舘野丙21番7先から 亘理郡亘理町逢隈中泉字新田39番1先まで
一般国道 4号	白石市越河字樋口地内福島県境から 栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1 先から 栗原市志波姫堀口沖408番1 先まで
一般国道6号	亘理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道 6 号複線 (38)	亘理郡山元町大平字新平88番地先から 亘理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道 6 号複線 (仙台東部道路)	亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二木西26番1 先から 仙台市太白区茂庭字人来田中67番1 先まで

(仙台南部道路)	仙台市太白区山田字清太原12番先まで	一 大名 4 の 首 見 口 国 家	黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目 9番 2 先から 本吉郡南三陸町戸倉字転石44番 1 先まで	主要地方道塩釜吉岡線	塩竈市大日向町135番6地先から 宮城郡利府町利府字新大谷地30番3地先まで
般国道45号	本吉郡南三陸町志津川字十日町1番先から 気仙沼市松川149番先まで	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢宇館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
般国道45号 三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
般国道45号 三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1 先から 気仙沼市本吉町卯名沢240番 3 先まで	主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎宇吉原河渕66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
般国道45号 三陸縦貫自動車道)	気仙沼市本吉町津谷長根86番 3 先から 気仙沼市松崎高谷47番 1 先まで	主要地方道塩釜亘理線	多質城市町前三丁目5番1先から 多質城市町前一丁目186番地先まで
般国道45号 三陸縦貫自動車道)	気仙沼市唐桑町館84番3先から 気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
-般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内63番8先まで	主要地方道塩釜亘理線	名取市閖上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2先まで
般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで	主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から 亘理郡亘理町字旧舘61番21先まで
般国道108号	大崎市古川鶴ヶ埣字新江南20番2先から 大崎市古川旭六丁目4番1先まで	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町二丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
般国道108号	大崎市鳴子温泉鬼首字田野13番 2 先から 大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢岳地内秋田県境まで	主要地方道亘理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
般国道115号相馬福島道路 東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆甫字下南山20番1 先から 伊具郡丸森町筆甫字下南山26番1 先まで	主要地方道石卷鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の日西町23番1 先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7 先まで
般国道286号	名取市高舘熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高舘熊野堂字余方川端無番地先まで	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
般国道286号	仙台市太白区茂庭字人来田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで	主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田宇広畑52番1先まで
般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで	主要地方道泉塩釜線	塩竈市東玉川町26番地先から 塩竈市東玉川町32番地先まで
要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字渉戸東95番3先まで	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで	主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで

9) 平	区成31年	年3月	29日	金曜	目		宮	城	県	: :	公	報					角	₹3046	号
市道元寺小路福室線 (その2)	市道八軒小路原町坂下線	市道西公園通線	市道定禅寺通線	一般県道仙台名取線	一般県道利府岩切停車場線	一般県道亘理インター線	一般県道泉ケ丘熊ケ根線	一般県道石巻港インター線	一般県道石巻工業港矢本線	一般県道大和幡谷線	一般県道今市福田線	一般県道荒浜原町線	一般具道閖上港線	一般具道岩沼海浜緑地線	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	主要地方道大衡落合線	主要地方道仙台三本木線	土安地力追加百二个个縣
仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで	名取市植松字入生341番 1 先から 仙台市太白区根岸町 9 番14先まで	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区セ北田字大沢大ヶ沢17番先まで	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで	黒川郡大郷町中村宇柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎宇深町39番1先まで	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで	仙台市若林区大和町五丁目712番1 先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8 先まで	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで	岩沼市押分字須加原129番1 先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで	多賀城市八幡四丁目117番1 先から 多賀城市栄四丁目13番3 先まで	塩竈市芦畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで	黒川郡大衡村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先まで
市道工場街路二号線	市道工場街路一号線	市道桜木栄線	市道南錦町東玉川町線	市道荒巻大和町線	市道元寺小路郡山線	市道元寺小路郡山線	市道長町3号線	市道長町2号線	市道原町広岡線(その2)	市道原町東部第三幹線3号線	市道土樋藤塚線 (その1)	市道西原中央線	市道日ノ出町7号線	市道日ノ出町3号線	市道日ノ出町1号線	市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	市道中野栄駅前通線	市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	(その4)
多質城市明月二丁目118番2地先から 多質城市宮内二丁目118番地先まで	多賀城市明月一丁目105番1地先から 多賀城市宮内二丁目119番3地先まで	多質城市桜木三丁目226番2先から 多質城市桜木二丁目226番2先まで	塩竈市南錦町149番6地先から 塩竈市東玉川町26番地先まで	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(北西角 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(南西角	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8先まで	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番 1 先まで	加台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで

市道工場街路三号線	多質城市宮内二丁目116番地先から 多質城市宮内二丁目115番1地先まで
市道工場街路四号線	多賀城市明月二丁目112番1地先から 多賀城市明月二丁目42番地先まで
市道工場街路五号線	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曽根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曽根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1 先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
市道藤曽根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
市道藤曽根線	岩沼市下野郷字藤曽根71番1 先から 岩沼市下野郷字藤曽根69番1 先まで
市道矢野目相野釜線	岩沼市下野郷字菱沼6番8先から 岩沼市空港南四丁目2番2先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野谷地1番1先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
町道山下大沢線	黒川郡大和町テクノヒルズ1番先から 黒川郡大和町小野字明通8番4先まで
町道味明维子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区藩生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	伽台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 伽台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭 5 号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	伽台市宮城野区中野字新沼地内先から 伽台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで

١пг	
二	:

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

	158	7%	**	35 8
臨港道路区画10号線	臨港道路区画10号線	港湾道路東一号線	港湾道路釜北線	臨港道路蒲生幹線
仙台市宮城野区港四丁目246番12先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港一丁目34先まで